



和歌山市公報

令和5年（2023年）3月17日
号外第7号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【 条 例 】

番号	ページ
7 和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	(デジタル推進課) 2
8 和歌山市税条例等の一部を改正する条例	(納税課) 3
9 和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	(国保年金課) 4
10 和歌山市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	(子ども家庭課) 4
11 和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(保育子ども園課) 5
12 和歌山市立博物館条例の一部を改正する条例	(文化振興課) 5
13 和歌山市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	(生涯学習課) 5
14 和歌山市宅地造成等に関する条例及び和歌山市手数料条例の一部を改正する条例	(都市計画課) 6
15 和歌山市屋外広告物条例の一部を改正する条例	(まちなみ景観課) 6
16 和歌山市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例	(消防総務課) 7
17 和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例	(予防課) 7

【 規 則 】

8 和歌山市土地区画整理事業清算金取扱規則の一部を改正する規則	(まちなみ景観課) 8
9 和歌山市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	(まちなみ景観課) 8
10 和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則	(市民税課) 10
11 和歌山市子ども医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(子ども家庭課) 15
12 和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務、情報等を定める規則の一部を改正する規則	(デジタル推進課) 16
13 和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(都市計画課) 17

【 告 示 】

113 令和5年度当初予算の要領	(財政課) 18
114 市道路線の認定（令和5年告示第8号）の一部改正	(道路管理課) 18
115 道路区域の決定及び供用開始（令和5年告示第9号）の一部改正	(道路管理課) 18
116 和歌山市屋外広告物条例第13条第5項第6号に規定する市長が認める者	(まちなみ景観課) 18

【 企業局告示 】

13 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始	(企業総務課) 19
-------------------------------	------------

【 条 例 】

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第7号

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中

生活に困窮する外国人に対する生活保護法に基づく保護に準じた保護に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	を	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に基づく保護に準じた保護に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>	に改め、同
--	---	---	-------

表の2の項中

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	を	<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</p>	に改め、同
---	---	--	-------

表の5の項中

身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの	を	<p>身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</p>	に改め、同
-------------------------	---	--	-------

表の6の項中

医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	を	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</p>	に改め、同
------------------------	---	---	-------

表の8の項中

特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
--------------------	--

による特別児童扶養手当の支給に関する
情報であって規則で定めるもの

を

精神障害者保健福祉手帳関係情報であつ
て規則で定めるもの
公的給付支給等口座登録簿関係情報であ
つて規則で定めるもの

に改め、同

同表の9の項中

特別児童扶養手当等の支給に関する法律
による特別児童扶養手当の支給に関する
情報であって規則で定めるもの

を

特別児童扶養手当等の支給に関する法律
による特別児童扶養手当の支給に関する
情報であって規則で定めるもの
公的給付支給等口座登録簿関係情報であ
つて規則で定めるもの

に改め、同

表の10の項中

地方税関係情報であって規則で定めるも
の

を

地方税関係情報であって規則で定めるも
の
公的給付支給等口座登録簿関係情報であ
つて規則で定めるもの

に改め、同

表中14の項及び15の項を削り、16の項を14の項とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月17日揭示済)

和歌山市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第8号

和歌山市税条例等の一部を改正する条例

(和歌山市税条例の一部改正)

第1条 和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「督促手数料、」を削る。

第12条及び第13条を次のように改める。

第12条及び第13条 削除

(和歌山市道路占用料条例の一部改正)

第2条 和歌山市道路占用料条例（昭和28年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「督促手数料及び」を削る。

第5条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第1項を削り、同条中第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同条第4項中「第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とする。

(和歌山市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第3項を削る。

(和歌山市財務に関する条例の一部改正)

第4条 和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3章の章名及び第3条（見出しを含む。）中「督促手数料及び」を削る。

第4条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第1項を削り、同条中第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同条第4項中「第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とする。

附則第3項中「第4条第2項」を「第4条第1項」に改める。

（和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業施行条例の一部改正）

第5条 和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業施行条例（昭和48年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第25条の3の見出し及び同条第1項中「督促手数料及び」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

（和歌山市介護保険条例の一部改正）

第6条 和歌山市介護保険条例（平成12年条例第101号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項を削る。

（和歌山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第7条 和歌山市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第2条中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第9号

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第11条の6の10中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第15条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改め、同条第4項中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第17条の3第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第11条の6の10並びに第15条第1項及び第4項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第10号

和歌山市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市子ども医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改める。

第3条第2項中「保護者（）」を「保護者（保護者の養育を受けていない対象子どもにあっては、当該対象子ども）（これらの者から）」に、「同じ」を「支給手続対象者」というに改める。

第5条中「対象子どもの保護者」を「支給手続対象者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る子ども医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る子ども医療費の支給については、なお従前の例による。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第11号

和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条中「附則第2項から第4項まで」の次に「及び第6項」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 6 当分の間、保育士の数の算定については、保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を1人に限って保育士とみなして、第2条の規定により条例で定める基準とされる省令第33条第2項本文の規定を適用することができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市立博物館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第12号

和歌山市立博物館条例の一部を改正する条例

和歌山市立博物館条例（昭和60年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき」を削る。

第3条中「法第3条第1項に定める」を「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条第1項各号に掲げる」に改める。

第18条中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第13号

和歌山市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

和歌山市コミュニティセンター条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び和歌山市南コミュニティセンター」を削る。

第5条第1項ただし書中「図書室」の次に「、コミュニティスペース」を加える。

別表第1和歌山市南コミュニティセンターの項中「和室」を「和室 図書室 コミュニティスペース」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市宅地造成等に関する条例及び和歌山市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第14号

和歌山市宅地造成等に関する条例及び和歌山市手数料条例の一部を改正する条例

（和歌山市宅地造成等に関する条例の一部改正）

第1条 和歌山市宅地造成等に関する条例（平成12年条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令」に改める。

第3条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

（和歌山市手数料条例の一部改正）

第2条 和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第24条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市屋外広告物条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第15号

和歌山市屋外広告物条例の一部を改正する条例

和歌山市屋外広告物条例（平成8年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項に次のただし書を加える。

ただし、当該申請に係る広告物又は掲出物件で、規則で定めるものは、第2号から第5号までに掲げる書類の添付を要しないものとする。

第13条第4項第1号を次のように改める。

（1）当該広告物又は掲出物件の形状の全体を明らかにしたカラー写真（申請前1月（許可等の期間が1月以内のものにあつては、申請前7日）以内に撮影したものに限る。）

第13条第4項第2号中「許可等の期間が1年を超える広告物又は掲出物件については、」を削り、同項第3号を同項第6号とし、同項第2号の次に次の3号を加える。

（3）前号の屋外広告物自己安全点検報告書に記載された点検箇所の現況（当該点検箇所に異常がある場合にあつては、その改善状況）を確認することができるカラー写真（申請前3月以内に撮影したものに限る。）

(4) 第2号の屋外広告物自己安全点検報告書に係る点検を行った者の資格を証する書類の写し

(5) 地面から当該広告物又は掲出物件の上端までの高さを明らかにした図面又は写真

第13条第5項中「該当する者」の次に「（地面から広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートルを超える場合にあっては、第2号、第6号又は第29条第1項第1号若しくは第4号に該当する者）」を加え、同項第3号中「及び」を「又は」に改め、同項第5号中「帆布製品製造科に係る公共職業訓練若しくは認定職業訓練を修了した者又は帆布製品科に係る職業訓練指導員免許を所持する者」を「帆布製品に係る職業訓練指導員免許を所持する者、技能検定に合格した者又は公共職業訓練若しくは認定職業訓練を修了した者」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げる者のほか、広告物及び掲出物件の点検を実施するために必要な知識及び技術を有すると市長が認める者

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第13条第5項第3号及び第5号の改正規定並びに同項に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(令和5年3月17日揭示済)

和歌山市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第16号

和歌山市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市消防団設置等に関する条例（昭和39年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項の表中	67,000円	を	82,500円	に改める。
	50,000円		69,000円	
	39,000円		50,500円	
	33,000円		45,500円	
	24,000円		37,000円	
	23,000円		37,000円	
	22,000円		36,500円	
	15,000円		20,000円	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月17日揭示済)

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第17号

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例

和歌山市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第40条第2項中「及び消防法施行規則第19条」を「並びに消防法施行規則第19条及び第19条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月17日揭示済)

【 規 則 】

和歌山市土地区画整理事業清算金取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第8号

和歌山市土地区画整理事業清算金取扱規則の一部を改正する規則

和歌山市土地区画整理事業清算金取扱規則（平成21年規則第76号）の一部を次のように改正する。

別記様式第12号中

納付すべき金額	円
督促手数料	円

を

納付すべき金額	円
---------	---

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第9号

和歌山市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第13条第4項」を「第13条第4項本文」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第13条第4項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、貼り紙、貼り札、立看板、置看板、広告幕、のぼり旗、ぼんぼり及びアドバルーンとする。

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号（第9条関係）

屋外広告物自己安全点検報告書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

届出者 住所

氏名

（電話番号 _____）

〔法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名 _____〕

和歌山市屋外広告物条例第13条第4項の規定により、屋外広告物自己安全点検の結果を次のとおり報告します。

整理番号 _____

広告物又は掲出物件の種類			
表示又は設置場所			
地面から広告物又は掲出物件の上端までの高さ		_____ m	
設置年月日	_____年 _____月 _____日	点検年月日	_____年 _____月 _____日
前回許可日	_____年 _____月 _____日	許可番号	_____
点検者	氏名	_____（電話 _____）	
	住所	_____	
	資格名称	_____	
点検箇所	点検項目	異常の有無	改善の概要
上部基礎部・構造部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無	
部支持	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有 無	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有 無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有 無	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無	
装置照明	1 照明装置の不点灯、不発光	有 無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有 無	
その他	1 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品の腐食、破損	有 無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有 無	
	3 その他	表示面の汚染、退色又は塗料等の剥離 （ _____ ）	有 無

- （注）1 広告物又は掲出物件の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引くこと。
 2 更新許可申請前3月以内に行った点検について作成すること。
 3 点検の対象となる広告物又は掲出物件が複数ある場合は、整理番号を付してそれぞれ作成すること。

附 則
（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。
（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）
- 2 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。
別表和歌山市屋外広告物条例施行規則の項中「、別記様式第7号」を削る。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第10号

和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市税条例施行規則（昭和29年規則第66号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号から別記様式第5号の4までの規定中「督促手数料」を削る。

別記様式第6号ア（その4）中

督促手数料	円
-------	---

を

--	--

に、

督促 手数料	円
-----------	---

を

--	--

に、

CVS収納用

を

上記のとおり通知します。
（取りまとめ金融機関）

CVS収納用

を

に改め、同様式ア（そ

上記のとおり通知します。

の5）中

督促手数料	円
-------	---

を

--	--

に、

督促 手数料	円
-----------	---

を

--	--

に改め、

「
手
数
料
督
促

--	--	--

を削り、

円
」

CVS収納用

上記のとおり通知します。
(取りまとめ金融機関)

を

」

CVS収納用

に改め、同様式オ（そ

上記のとおり通知します。

」

の3) 中

督促手数料

円

を

に、

督促
手数料

円

を

に、

CVS収納用

上記のとおり通知します。
(取りまとめ金融機関)

を

」

CVS収納用

に改め、同様式オ（そ

上記のとおり通知します。

」

の4) 及び同様式キ（その3）中

「

督促手数料		円
-------	--	---

」を「

--	--

」に、

「

督促 手数料		円
-----------	--	---

」を「

--	--

」に改め、

「

手 数 料	督 促				円
-------------	--------	--	--	--	---

」を削り、

「

CVS収納用

」上記のとおり通知します。
(取りまとめ金融機関)

を

「

CVS収納用

」に改め、同様式中「

上記のとおり通知します。

有効期限」を「有効期限」に、

「

督促手数料		円
-------	--	---

」を「

--

」に、

「

督促手数料		円
-------	--	---

」を「

--	--

」に改め、

「

手 数 料	督 促				円
-------------	--------	--	--	--	---

」を削り、

「

CVS収納用

」上記のとおり通知します。
(取りまとめ金融機関)

を

「

CVS収納用

に改め、「コンビニ店

上記のとおり通知します。

」

舗」の次に「保管」を加え、同様式を次のように改める。

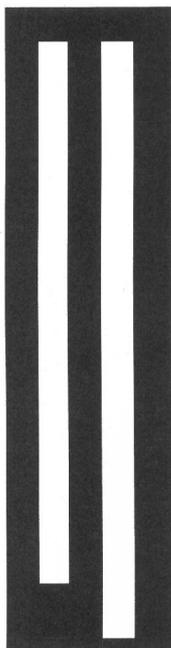
ス 納付書

和歌山市

領収済通知書 ㊦

口座番号	加入者名	和歌山市会計管理者	金額	円
------	------	-----------	----	---

測定年度	通知書番号	納付書 取扱期限
------	-------	-------------



税額	円
納税義務者	

延滞金	円
CVS取納用	

納付書 取扱期限	納付書 取扱期限
税額	円
延滞金	円
合計金額	円

和歌山市・コンビニ本部保管

上記のとおり通知します。

領収日付印

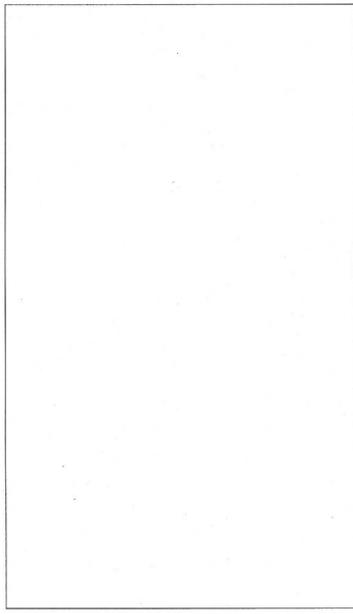
和歌山市・コンビニ本部保管

和歌山市

口座番号

和歌山市会計管理者

領収証書 ㊦



税目	測定年度	通知書番号	納付書取扱期限
----	------	-------	---------

期別(月)	税額	延滞金	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
小計	円	円	円
合計金額	円	円	円

上記のとおり領収しました。

和歌山市

領収証書

納付書保管

別記様式第9号中「取りまとめ金融機関」を削り、

督促手数料	円
-------	---

を

--	--

に改め、同

様式（裏面）中「◎和歌山市指定金融機関（本支店及び出張所）」及び「◎和歌山市収納代理金融機関（本支店及び出張所）」を削り、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市子ども医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第11号

和歌山市子ども医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市子ども医療費の支給に関する条例施行規則（昭和48年規則第22号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

受給資格者 (保護者)	を	受給資格者 (保護者等)	に改める。
----------------	---	-----------------	-------

別記様式第2号中

受給資格者氏名 (保護者)	を	受給資格者氏名 (保護者等)	に改める。
------------------	---	-------------------	-------

別記様式第3号中「㊦」を削り、

受給資格者 (保護者)	を	受給資格者 (保護者等)	に改める。
----------------	---	-----------------	-------

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の和歌山市子ども医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、令和5年8月1日以後に受ける医療に係る子ども医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る子ども医療費の支給については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の別記様式第1号から別記様式第3号までによる用

紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

- 4 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市子ども医療費の支給に関する条例施行規則の項中「別記様式第3号、」を削る。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務、情報等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第12号

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務、情報等を定める規則の一部を改正する規則

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務、情報等を定める規則（平成27年規則第109号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「昭和48年条例第10号」の次に「。以下「子ども医療費条例」という。」を加え、同号ア中「和歌山市子ども医療費の支給に関する条例」を「子ども医療費条例」に改め、同条第2号に次のように加える。

ウ 当該申請に係る子ども医療費条例第6条に規定する受給資格者に係る公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）

第2条に次の1号を加える。

（19）要保護者等に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第5条第1号中「アにおいて」を「以下」に改め、同条第2号に次のように加える。

ウ 当該申請に係るひとり親家庭等医療費条例第6条に規定する受給資格者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第6条第2号に次のように加える。

ウ 当該提出を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第8条第1号に次のように加える。

ケ 当該申請又は届出に係る者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

第8条第2号ア及びイ中「を行う」を「に係る」に改め、同号に次のように加える。

ウ 当該申請に係る和歌山市重度心身障害児者医療費の支給に関する条例第6条に規定する受給資格者又はその保護者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第9条に次の1号を加える。

（5）当該申請又は届出に係る和歌山市心身障害児福祉年金条例第5条に規定する年金受給者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第10条第1号に次のように加える。

ウ 当該認定に係る支給決定障害者等に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第10条第2号に次のように加える。

ウ 当該認定に係る通所給付決定保護者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第14条及び第15条を削る。

第16条中「別表の16の項」を「別表の14の項」に改め、同条を第14条とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第13号

和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則（平成12年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

第19条第1項中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令」に改める。

別記様式第1号中「和歌山市長 様」を「（宛先）和歌山市長 様」に改め、「㊟」を削り、「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第5号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

別記様式第6号中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令」に改める。

別記様式第8号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

別記様式第12号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

別記様式第16号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

別記様式第20号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」に、「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第22号中「㊟」を削り、「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

別記様式第23号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

別記様式第24号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

別記様式第25号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

別記様式第26号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同

法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

別記様式第31号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

2 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則の項中「別記様式第1号、」、「別記様式第12号」及び「別記様式第20号、別記様式第22号、別記様式第24号、別記様式第26号」を削る。

（令和5年3月17日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第113号

令和5年3月16日市議会定例会において議決された令和5年度当初予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市告示第114号

市道路線の認定（令和5年告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

表28-245の項中「28-245」を「28-254」に改める。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市告示第115号

道路区域の決定及び供用開始（令和5年告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

表28-245の項中「28-245」を「28-254」に改める。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市告示第116号

和歌山市屋外広告物条例（平成8年条例第57号）第13条第5項第6号に規定する市長が認める者は、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者とする。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

（令和5年3月17日揭示済）

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第13号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から2週間、和歌山市企業局経営管理部営業課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

1 公共下水道の供用開始**(1) 供用を開始すべき年月日**

令和5年4月1日

(2) 下水を排除すべき区域

ア 中央終末処理場に下水を排除すべき区域

今福2丁目、西浜の各一部

イ 北部終末処理場に下水を排除すべき区域

木ノ本、西庄の各一部

(3) 供用を開始しようとする排水施設の位置

前号表示の区域内

(4) 供用を開始しようとする排水施設

分流式 今福2丁目、西浜、木ノ本、西庄の各一部

2 終末処理場による下水の処理の開始**(1) 下水の処理を開始すべき年月日**

令和5年4月1日

(2) 下水を処理すべき区域

前項第2号で下水を排除すべき区域とした表示の区域

(3) 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

ア 和歌山市三葛510番地の1 中央終末処理場

イ 和歌山市本脇653番地の2 北部終末処理場

(令和5年3月17日揭示済)